

# 特集

## 「小泉政権時代」の5年間と市民運動 —ポスト小泉政権をにらんで

2001年に登場した小泉純一郎首相が、21世紀初頭の日本をさんざん駄目にして、改憲に向けての政治的・社会心理的“地ならし”を行い、それを安倍晋三首相が引き継ごうとしています。ディスインテリぶり丸出しにもかかわらず支持率の高かった小泉首相に負けずおとらず、憲法や教育基本法の改悪を臆さず主張する安倍首相に対する支持率も高いようです。「小泉時代」と「ポスト小泉時代」の課題を考えます。

### 小泉政治の5年間とは何だったのか

ひどい小泉政権の5年間が終わりを告げると思いきや、さらにポスト小泉をめぐるうんざりする報道が続いている。小泉よりもつとひどい首相が誕生しそうな気配である。これから待ち受けの次期政権の問題を明らかにしたい。

その前に、小泉純一郎自民党・公明党政権がこの5年間にもたらした政権・社会の構造変化と問題点を、ごく簡単に振り返っておきたい。

小泉政治がもたらした最大の問題は、(1)「構造改革」による格差社会の拡大、(2)米国追随、日米同盟偏重のアジア敵視の外交無策、(3)「劇場型政治」「小泉劇場」などと呼ばれ、マスコミを最大限に利用した政治手法による国民支配の様式の問題などである。1つめに、小泉政治の「構造改革」は一握りの強者・富者と企業をますます富ませ、多くの市民、国民を敗者弱者へと追いやった。「構造改革」とは、競争力、なんでも自由化の市場原理主義に基づく経済・金融システムの変更と

### 「危険な国」へ、強者の政治をめざす安倍新政権にNO！を

吉田 和雄

### 「小さな政府」を掲げた財政再建策である。

小泉構造改革の柱は、(1)銀行の不良債権処理に税金を投入し、民間企業の大がかりなリストラの促進、(2)「官から民へ」を掲げ、公共サービスの民営化と規制緩和を推進、(3)「小さな政府」「国から地方へ」を掲げて、公共事業を大幅にカットし、社会保障制度を改悪（支出の抑制と自己負担の拡大による介護・年金・医療費制度の改悪）、(4)「貯蓄から投資へ」をめざした株式、投資の活発化（郵政民営化、株式取引の優遇税制など）、などからなっています。だが5年間の小泉構造改革の結果は、企業にバブル時代を上回る経常利益を生み出す一方で、見るも無残な格差社会を生みだし、社会的弱者にさらなる負担と犠牲を強いている。「改革なくして成長なし」を掲げ、「格差があつても悪くない」と居直る。

だが小泉政治には大きな嘘がある。数字だけをみれば失業率が01年の4.8%から06年には4.2%に下がり、有効求人倍率（求職者数に対する求人者数の比率）は0.59%（01年）から1.08%（06年6月）まで回復した。

民」の多くが平和を願い、身体を張つて反対した安保条約改定を強行しようとした岸信介を、「闘う政治家」の原点というのなら、安倍は「平和を願う国民と、闘う政治家」ではないのか。

私がどうしても納得できないのは、安倍の歴史認識である。村山富市談話以来、歴代の自民党政権ですら認めてきた日本の植民地支配と、第2次大戦が侵略戦争であつたという歴史的事実を、「歴史認識については歴史家に任せるべき」（9月6日各紙インタビュ）ー」と言うこと自体の破廉恥さもさることながら、一方で、「戦後レジーム（体制）からの脱却」（政権公約）と主張し、憲法と教育基本法の改悪に手をつけることを宣言していることだ。戦前の日本国家が行なってきた侵略・植民地支配に対する謝罪・補償・賠償については一切居直り、戦後民主主義体制を否定し、教育・憲法を変えるのだという。これほどご都合主義の政治家がかつて存在したであろうか。

### 安倍政権が抱える難問と 市民（運動）の課題

ポスト小泉政権にはいくつもの難問が待ち受けている。それは、私たち市民の側が、日本国家・安倍政権のやろうとしていることをどのように押しとどめ、憲法「9条実現」を実のあるものにしてい

くかという主体的課題になつて跳ね返つてくることとして、私は受け止めたい。次期政権が背負う難問とは、小泉政治がもたらした5年間のツケを、政権・国家に支払わせるのか、市民の側が負債を背負わされるのかという課題である。

その課題の1つは、急激に拡大した格差の是正である。最近の世論調査でも次期政権に期待する政策のトップは「年金・福祉の改革」が48%であり、「格差の是正」10%、「地方の活性化」9%となつて。憲法改正はわずか2%である（9月10日付朝日）。安倍の掲げる「再チャレンジ政策」は、フリーラーチ対策に職業技能訓練を受ける機会を設けることで、一部の者に正社員化の道が開かれる程度のものしかない。格差社会のひずみ、矛盾は多岐におよぶが、その問題を「利益誘導型政治か、保守か」（自民党と民主党の「どちらが真の保守か」（管直人）の争いにしてしまつてはならない。

第2の課題は、小泉の政治・軍事的な日米一体化、靖国参拝強行によつて、中国・韓国などアジア諸国との関係を行き詰まらせたことを、どのように修復させていくのかである。安倍は、歴史認識ですでに歴史修正主義の国家主義者として外交能力のなさを露骨にあらわしたが、中国・韓国との首脳会談までは実現するであろ

う。問題は、私たち市民の側が、国家間の関係を超えてどこまで侵略の歴史と向き合い、日米軍事一体化・改憲攻撃・教育基本法改悪などに立ち向かつていけるかである。集団的自衛権を憲法を変えず認めるとか、改憲が先かなどという議論は、土俵自体が間違つていて。

米軍再編による在日米軍基地の強化に対する地方、地域での抵抗と連携をどのようにつくつていくのか。小泉政権にイラク派兵を許してしまつたが、海外派兵と9条改憲をめぐる争いは、国民投票法案の上程を含め予断を許さない。今年5月3日の読売新聞に「9条実現」の意見広告を載せ、それに対する意見への返事をまとめた、市民意見広告運動が発行する『武力で平和は創れない——改憲必要論についての私たちの見解』（略称・『非武装パンフ』）に、1万部に迫る注文がきている事実は、絶対非武装の論理と運動の展開がいかに重要であるか、人びとの間に、9条改憲派には負けないぞという気概がいかに厳然と存在しているかということを示している。

来年4月統一地方選挙（沖縄では今年9月）、7月参議院選挙をどのように迎えるかは市民（運動）にも突きつけられた重要な政治課題である。自民か民主かの保守争いを超える、市民の側からの、地域からの政治勢力をつくりだしていく

一方企業は人件費を抑えるために正社員を削減し非正社員を大量に雇用することで空前の利益をあげているのだ。失業率の減少も有効求人倍率の増加も、私のような不安定な非正規雇用者（パート、契約社員、派遣社員など）が増えていることの証でしかない。これが「一人ひとりの違い、多様性を認めながらそれぞれの能力を高め……努力が報われる社会」（小泉）の内実である。

働く人の3分の1が非正社員になり、

生活保護水準以下の収入しかない「ワーキングプラー」が全体の1割<sup>11</sup>400万世帯に達し、生活保護世帯が104万世帯、年収300円以下の低所得層が全体の39.7%、貯蓄ゼロ世帯は95年の7.9%から05年の23.8%へ急増、シングルマザーの年収は212万円、女性高齢者の単独世帯の年収は179万円……。貧困層を増加させたのは、まぎれもなく小泉政治であることを忘れてはなるまい。

小泉のもたらした2つめの最大問題である対米追随、日米同盟強化一辺倒の外交政策については、多くを述べる必要はないだろう。

9・11同時多発テロ事件を口実としたアメリカのイラク武力攻撃に真っ先に支持を表明し、自衛隊を戦闘地域であるイラクに派遣したこと。「米軍再編」による在日米軍の基地機能強化に協力し、これから7千億円を沖縄・普天間基地の移転

費用として負担しようとしていること。有事法制の一環として、国民保護計画に基づき日米軍事作戦行動のために邪魔になる住民を強制的に「避難」させる計画作りを自治体に義務づけ、MD（ミサイル防衛）導入計画を推進し、先制攻撃可能とするところまで日米の軍事一体化と産軍複合体の利権構造ができつつあること。これらは「専守防衛」「非核三原則」「宇宙の平和利用原則」「集団的自衛権の不行使原則」を踏みにじる行為であり、9条改憲の地ならし行為に他ならない。

小泉政治の5年間で、日本の政治は從来の利益誘導型政治からポピュリズム政治・メディア政治に変化した。これが3つめの問題点であった。

ポピュリズム政治とは、政治を「善」と「悪」の対立と見て因果関係を単純化し、「改革」を掲げることで指導者が民衆の不満の白紙委任をとりつけ、独裁的な権力行使を行う政治手法のことである。そこではマスコミが最大限に利用され、世論の支持を背景に、議会、政党間の議論が軽視されてしまう。

小泉政治の最大の罪は、おまえは敵か・「抵抗勢力」か味方か・「改革勢力」か、というように2分法で異論反論を許さない雰囲気をつくり、議論を抹殺したことにある。山口二郎は、「小泉は何を壊したか」との自問に、「政策面における擬似社

会民主主義の崩壊」と答え、小泉による「小さな政府」路線による社会のひずみを批判するとともに、「どこが非戦闘地域なのかわからない」などの国会での不眞面目な答弁などをさして、「政治におけるコミュニケーション・エニケーションの途絶」を問題にしている（山口二郎「総裁選から見る自民党の末期現象」『世界』10月号）。

## ポスト小泉・安倍政権と立ち向かうために

本誌刊行後のことになるが、ポスト小泉政権は、誰もが予測可能な安倍晋三政権となるだろう。第1に、ポスト小泉・安倍政権は「勝ち組政権」である。「国民的人気の高い」安倍を、多数派の自民党議員が自民党総裁に指名することで首相になること自体が、「勝ち組」の政治、強者の政治が待ち受けていることを示している。

安倍晋三は「闘う政治家」（安倍晋三『美しい国』文春新書）を標榜する。「ここ一番、国家のため、国民のためとあれば批判を恐れず行動する政治家のこと」を、「闘う政治家」と呼ぶのだそうだが、自らは拉致問題に声をあげたことがその証だといい、「安保反対」の世論を押し切って日米安保条約改定を強行した祖父の岸信介を、「身内ながら誇らしく」思うようになつていったのが「わたしの原点」だという。「国

コミもあつたのです。「スポニチ」翌日、各紙の紙面を飾ったキヤンドル人文字の写真の中でも出色的の美しさでした。これからは、巨人が勝った翌日に買うスポーツ新聞は、スポニチにしようと、胸にメモしました。

15日早朝、と言つても夜も明けぬ4時ころ、携帯の音で飛び起きました。

「辻子さん、すぐに下に降りてきてください」。通訳の方の緊迫した声が、携帯を通じて流れきました。不測の事態に備えて、帶同してくれていた弁護士を起こして、宿舎の下に降りてみると、台湾原住民の人たちが揃っています。何事?と思ふ間もなく、これから、靖国神社に抗議行動に赴くのだと。はあ?

何事か把握できなまま、タクシーに分乗して千鳥が淵墓苑に到着。警官隊の阻止ラインを、台湾原住民の人たちがラグビーのスクランムのごとくに押し込んで、靖国神社に対面する緑道入り口で座り込み、抗議行動が、アレヨアレヨという間に始まつたのです。

「反対小泉靖国参拝!」「還我祖靈!」(祖先の靈を返せ!)、13日の集会でも会衆を魅了した「飛魚雲豹音樂工団」の歌、そして、独特的の雄叫び「ウツホホー!」が響き渡る。1時間にわたる抗議の座り込みの最後に、チワスアリは叫んだ!「次の首相が参拝したら、来年は靖国神

社に突入する」

なんで「犬」に噛みつく(いけない。迫田になつてしまふ)、なんで、台湾原住民が靖国神社に対して、かくも執拗に抗議行動を起こすのか。起こさざるを得ないのでしょうか。

## ■アジアの人びとを踏みにじるヤスクニの闇への不斷の闘い

戦前、台湾神社など台湾各地に創建された「侵略神社」が、戦後消滅したことから、靖国神社は、台湾侵略の象徴的人物であり「台湾征討の大神」とされる北白川能久を、1959年に新たに一座を設けてまで靖国神社の祭神として合祀しました。

このことは、「台湾侵略」を全面的に肯定する行為です。台湾原住民が、日本人として・日本名で、この靖国神社に合祀し続けられているということは、まさに台湾原住民遺族らの「民族的人格権」を否定する行為に他ならないのです。

靖国問題を、単にA級戦犯問題のみに矮小化してはいけないです。靖国神社の祭神合祀及び遊就館の展示に現れてい、戦争賛美・天皇の命令による戦争はすべて正しいという侵略神社・靖国神社の靖国史観の問題を追及し続けないかぎり、私たち日本人は、「台湾征討」の神・祀られ、侵略神社のシンボルであつた天照大神は伊勢神宮に、明治天皇は明治神宮にそれぞれ鎮座していることを、アジアの人びとに、説明できないと思います。

8月11日は、台湾原住民遺族1名を含む9名の原告が、日本国及び靖国神社に對し、「同意なく肉親をまつられ、人格権を侵害され」「國が全面的に協力し、戦没者の情報提供をしたことで合祀が急速に進んだ」として、靖国神社の祭神合祀の取り消しと、1人100万円の損害賠償請求(通称「靖国合祀イヤです訴訟」)を大阪地裁に提訴しました。

ヤスクニの闇との闘いは、日本の戦争責任、ひいては、戦後責任の曖昧さを問う闘いでもあり、侵略戦争を肯定賛美する勢力が存在する限り、終わることがない闘いなのです。

(すし・みのる「靖国参拝違憲訴訟の会・東京」事務局長／著書に『侵略神社』新幹社刊、など)

(編集部より「台湾原住民」は「台湾先住民」という呼称にしようかと編集委員会で考えましたが、辻子さんにもうかがつたところ、台湾ネイティブの人たちは自らを「台湾原住民(族)と呼称しており(発音も「ゲンジュウミン」だそうです)、また著者として日本語の負の歴史を自覚しつつ、自称の「台湾原住民」を使つているとのことで、編集部としてもそのまま使用します。)

努力と挑戦も求められている。

(よしだ・かずお 本会会員)

※本文引用以外の主な参考資料・文献

白川真澄「格差があつても悪くない」グローバル

カル塾レジュメ (2006.8.23)  
白川真澄「日本の政治は変わったのか?」グローバル塾レジュメ (2006.7.19)  
和田春樹「安倍晋三氏の歴史認識を問う」『世界』2006年10月号

## 靖国問題とは何か

### —アジアの憤怒と私たちの課題

辻子 実

#### ■8・11～8・15 キャンドル行動に対する下品な報道

東京新聞は、8月23日の「私説・論説室から」で、「靖国参拝と台湾人」と題する迫田勝敏の署名入りの、極めて下品な記事を掲載しました。

以下に、その一部を紹介します。

「イス(犬)が人に噛みついてもニュースじゃない。人が犬に噛みついたら、これはニュースだよ」。新聞記者になりたてのころ誰もが聞く話だ。小泉純一郎首相の靖国神社参拝反対のデモ騒ぎでこの話を思い出した。ニュースは「台湾人の遺族も含め分祀を求め、参拝反対を叫んでいる」と伝えていた。中国、韓国、そして台湾も反対! そう誤解してしまう。だが、この二

人は「犬に噛みつく人」だ。台湾で犬に噛みつくのはたった一人。立法委員は台湾国内での票目当てのパフォーマンスだ。それなのに「台湾人の遺族も反対」とは大きなミスリードだ。犬に噛みつく人を追うのがマスコミの宿命ではあるが、ミスリードはマスコミ不信を拡大する。絶えず事実に近づく努力が必要だ。自戒したい。

まあ、靖国神社を「犬」に例えたことは許せるとしても、こんな下品なコラムを載せる、日本のマスコミの現状に恐怖さえ覚えます。

だからと言って、私もここで下品なことを書き連ねようとは思いません。少なくとも、私は、迫田なる人物より上品であると思っています。

8月11日から15日にかけて「平和の灯

を一ヤスクニの闇へ——キャンドル行動」が、韓国から200人、台湾から50人の参加者を得て行なわれたことは、東京新聞の例を挙げるまでもなく、テレビ・新聞などで、ご承知のことだと思いますので、ここで、夏休みの宿題風に書き連ねることはやめますが、マスコミには載らなかつた? ことを絵日記風に報告したいと思います。

#### ■14日の人文字と15日の台湾原住民の人民との抗議行動



■8月14日夜7時半、明治公園での1200人による「YASUKUNI NO」のキャンドル人文字 (工人社・グローバル編集局提供)

市において「復活」したのです。

その背景には、小泉内閣の有事法制定

備、とりわけ国民保護法の制定がありま

した。国民保護法は、武力攻撃事態（着

上陸攻撃、空襲、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・

特殊部隊攻撃の4類型）、緊急対処事態（テロ・犯罪—原発攻撃、自爆テロ、BC兵器による攻撃等）において、自衛隊、米軍が「外敵」の侵害排除に専念するために、「後方」において自治体・住民が軍に協力することを義務づけるとともに、軍事作戦の「足手まとい」にならぬよう戦闘地域から自主的に避難するよう日頃から訓練することを規定した法です。

このように権力側が、「国民保護」に名を借りて自治体・住民を戦時態勢に組み入れようとしていることに対し、どう対抗していくかが問われています。これに対する私たちの回答が無防備平和条例制定の運動でした。ジュネーブ条約第一追加議定書に貫かれる軍民分離原則、予防措置の徹底、そして59条「無防備地域」に規定された戦争離脱の「自己決定権」を生かした自治体をつくる、これが無防備平和条例です。

そして、この条例制定の直接請求運動は、

地方自治・住民自治を活かす運動であり、「地方分権」時代に、それを発展させていく取り組みとも言えます。この運動は戦

争国家づくり、地域戦時態勢づくりの進

行に危機感をもつ多くの市民、住民の支  
持・共感を得て全国に広がっています。

### 3 運動の現状——そこで問われるもの

大阪市から始まつた運動は、06年8月時点での15自治体にまで広がりました。ただ、現時点での自治体においても無防備平和条例は実現していません。条例制定を求める直接請求署名は法定数（有権者の50分の1）を超えて、条例案は首長の意見を付されて議会に附議されました。しかし、首長（国立市長を除き）、議会はともにこの条例案に反対し、否決したのです。

その理由は、「自治体首長には無防備地域を宣言する権限がない」（武力攻撃事態法、国民保護法に違反する恐れがあるから）地方自治法14条1項に違反する。これには全く根拠がありません。自治体首長には無防備地区を宣言する権限があり（赤十字国際委員会の条約解釈）、条例案は国際法・憲法に適合するものであり、法令にも違反していないからです（反対派は条例案がどの法律のどの条文に違反するのかを具体的に言えません）。

それよりも私たちが見過ごせない点は、彼らがこの条例案に背を向けた根本には、住民の生命・財産を守るということに対する彼らの当事者性の欠落——国家への依存があるということです。住民の平和的生存

権保障は自治体が負うべき第1の責務とも言すべきですが、彼らにその責任意識は希薄であり、それは自治というものの捉え方の弱さに起因している言わざるをえません。今、この点の克服こそが問われています。

フイリピンに「ピース・ゾーン（peace zone）」という運動があります。ミンダナオ島などで政府（軍）と反政府武装勢力（モロ民族解放戦線、新人民軍など）との軍事的境界・対立地域において、住民が両勢力を排除、紛争の持ち込みを許さない地域を設定し、自らの生活・安全を守るという取り組みです。これは法律に基づくものではなく、法的拘束力もありません。しかし、住民は、平和的生存権は決して譲ることのできない権利であるとして、地域の多数意思を結集し両勢力に協定を守らせています。ここには住民の自治がしつかりと根づいています。そして、軍というものは住民がコントロールすべきものであるという思想が流れています。

無防備地域宣言運動の提唱者であつた故林茂夫氏は、この運動を貫くキーワードは「自治」であると考えておられました。そして、パリ・コミューンやサパティスタの闘いなども研究され、権力・暴力に依存せず、民衆が自己決定し、統治する「自治」の強化を通じた平和構築の道を探つておられました。私たちはこの思想を現実のものとしていきたいと考えています。

## 小泉純一郎首相の 8・15 靖国参拝について、 市民の意見30の会・東京が 声明発表

市民の意見30の会・東京は、8月16日に「小泉首相の8月15日靖国神社参拝に強く抗議する声明」を発表、首相官邸にも送りました。骨子は、(1) 戦前の国家神道が戦争遂行の役割を担ったことを反省する憲法20条の政教分離原則を踏みにじり国家による宗教の政治利用への道を切り開くこと、(2) あえて8月15日参拝を選択したことは、世論に公然と挑戦する独裁的・挑発的な暴挙であり、国民主権に基づく民主主義を破壊するものであること、(3) 首相が過去の国の犯罪を反省していないことを物語るものであり、近隣諸国との友好関係を修復不可能なほど傷つけたこと、そして(4) 戦没者を顕彰することで「英靈」に続くことをし向けて新たな「英靈」を生むサイクルをもつ靖国神社に、次期首相が参拝することを絶対に許さないこと、などです。詳しくは本会のホームページをご覧ください。

<http://www1.jca.apc.org/iken30>

# 自治の力で地域から平和を構築

矢野秀喜

## 1 無防備地域宣言運動とは

無防備地域宣言運動とは、一言で言えば国際法に基づき地域から戦争をなくす運動です。自治体とそこに住み生活する住民が、その地域をジュネーブ条約第一追加議定書（1977年）59条に規定する「無防備地域」としていくため、平時から不斷に努力を重ね、戦争をさせず戦争にまきこまれない態勢をつくっていく、そういうのがこの運動の趣旨です。

ジュネーブ条約第一追加議定書は、国際紛争下における文民の保護について定めた国際人道法です。この条約では、軍事目標主義と軍民分離が基本原則として規定されるとともに、攻撃における様ざまな禁止条項（51～56条）が設けられ、予防措置（57～58条）が義務付けられています。そして、その上に、文民を特別に保護するために「無防備地域」や「非武装地帯」（60条）を設定することができるという規定が入れられたのです。

59条1項は、「紛争当事国が無防備地域を攻撃することは、手段のいかんを問はず、禁止する」と規定し、2項では「紛争当事国の適当な当局」が、その管轄する地域を「無防備地域と宣言する」ための4要件を以下のように定めています。

(a) すべての戦闘員・移動兵器・移動軍用設備が撤去されていること  
(b) 固定軍用施設・營造物が敵対的目的に使用されていないこと  
(c) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと  
(d) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと

つまり無防備地域とは非戦の地域のことです。紛争国の「適当な当局」が管轄下の地域を非戦の地域とし、それを相手国に通告すると、その地域に対する攻撃は禁止され、結果として住民の生命・財産は守られるというのが59条の趣旨です。無防備地域宣言運動はこの規定を活用し、前述したように平時から無防備地域の4要件を満たす非戦の地域づくりを進めていく運動なのです。

## 2 戰時体制づくりに抗する下からの対抗運動

この運動は、04年に大阪市から始まりました。80年代に天理市（奈良県）、小城市（東京都）などで無防備平和条例の制定を求める運動が起きましたが、条例案は議会で否決、その後運動は続かず長い間「中断」していました。それが大阪

の人のものである。

## 2 憲法意識の変化

### 3つの段階

言語の、ときには命懸けの戦略的駆使という意味では、言語芸術も政治もなら変わることはない。

人びと（明確な意識をもつて社会的な活動をする、いわゆる社会的アクターではない普通の人びと）の憲法意識（憲法に対する態度決定以前の、問題の所在を感じようとする意識）のここ4半世紀ほどの変化にはおよそ3つの段階がある。私のことばを使えば第1段階は絶対期、第2段階は中間期、そして第3段階は相対期ということになる。

第1段階は、「平和憲法」が少なくとも表面上は絶対視され、改憲を議論の俎上に乗せることが社会的気分として許容されなかつた時期である。改憲を結党目的に掲げる自民党にしても、この時期にあって社会の気分に抗して具体的な改憲作業に取り掛かるにはあまりにリスクが大きかつたし、またその必要もなかつた。人びとがことさら憲法の存在を意識する必要もないまま経済大国という言説に埋没し、現に存在している憲法はそのまま未来永劫何事もなく存在し続けるという故なき共同幻想を抱いていた時期、といふこともできるだろう。あるいは、メデ

イアが折に触れて「平和ボケ」ということばを使っていた時期、といえるかもしれない。およそ80年代を通じてこうした状況であった。

### 意識に変化の兆し

第2段階は、80年代末の冷戦構造の解体がもたらした国際市場秩序、国際政治秩序の再編初期から97年の「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」策定に至る時期である。

この時期に日本は、「世界の警察官」米国が主導するグローバリゼーションとい

うイデオロギーに日米パートナーシップを大義名分として急速に組み込まれ、米国の属国と化してゆく。この構造変化は、近代帝国主義がそうであつたように、政治経済的側面にとどまらず軍事的組み込みが含まれるのは当然である（今の米国を近代帝国主義の枠組みで定義できるかどうかはここでは措く。ネグリ／ハート『帝国』参照）。

この時期の憲法関連の動きを年表的に見ておこう。

91年、湾岸戦争で自衛隊法99条を根拠とする海上自衛隊のペルシャ湾掃海部隊派遣実施。

92年、PKO協力法成立。以降、自衛隊の海外活動を法的に裏書きする立法政策が活発になる。92～94年に自衛隊がカンボジア、モザンビーク、ルワンダ、ゴラ

ン高原、東ティモールなどでPKO活動。94年、社会党首相として47年ぶりの村山内閣誕生。村山首相が自衛隊を「違憲合法の存在」と規定して世間を驚かせる。94年、以前から憲法改正案の作成に熱意を燃やしてきた読売新聞がいち早く「読売憲法改正草案」を発表。

96年、橋本・クリントン会談で日米安保再定義。97年、「日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）」策定。策定目的の1つとして、平時ににおける日米共同作戦を明記する。

こうして並べてみると、あらためて日米関係の軍事的強化の方向と自衛隊の急激かつ活発な海外活動の足跡が見て取れる。解釈改憲はこの時期に明らかに限界にきたというべきだろう。いわゆる改憲派の動きがこのころから目に見えて急になる。人びとの憲法意識が顕著に高まつたわけではないものの、変化の兆しを見せ始めるのはこの時期である。

### 〔平和憲法〕の相対化

第3段階は、新ガイドライン策定から今日に至る、絶対的「平和憲法」の社会心理的相対化現象期といつてよい。この時期の憲法状況の特徴は、1. 政治レベルにおける憲法感覚の果てしない鈍磨、2. 後退不能となつた日米軍事関係、3. 極

私たちの運動は前進しています。多くの自治体首長、議員が無防備平和条例に反対してきましたが、国立市の中原公子市長が全国で初めて賛成意見を付して条例を市議会に附議されました。中原市長は、国民保護計画では住民の生命・財産は守れることを具体的に立証しました。その上で、市民の安全は、国際人道法、憲法に基づく無防備平和条例を制定し、平和・非戦の町づくりを国立市が積極的に推進することを通じてしか守れな

いという立場に立たれたのです。これこそが自治だと言えます。

国立市の動きは無防備地域宣言運動に力を得て、東京都目黒区、向日市（京都府）、堺市（大阪府）などで無防備平和条例制定を求める直接請求運動が展開されます。

条例実現まで、地域に憲法9条が活かされるまで私たちの運動は続きます。（やの・ひでき 無防備地域宣言運動全国ネットワーク）

## 「護憲」ということば

### 赤尾光史

今まで、私の身体奥深く沈み込んで動かない。この句に似つかわしい評として使われるべきことばはまぎれもなく、透明、清澄、清冽であり、作者の内面に着目したことになるこの句を、蛇笏は1914（大正3）年に詠んだ。近景の芋の露と遠景の連山との見事な対置、作者の視界の17音韻への精巧な凝縮、あるいは濁りを排した透明かつ清澄な印象、さらには句全体のにじみない輪郭からうかがえる作者の高い精神性に言及してこの句を称揚する評は少なくない。私にしても、この句に初めて触れた学生時代以来40年を経た今

側面から私はこう見る。すなわちそれは、言語表現上の巧妙な戦略の存在である。

この句の表現に蛇笏は、ただ一語だけ連山という漢語を使い、芋、露、影、正しうすという和語の連なりの中央付近に配して圧倒的に際立たせた。これによつ

て、句中の連山が凡庸ではなく峻厳で屹立する山やまであることを瞬時に浮き彫りにする、という卓抜した表現者としての戦略である。実際この句の作句舞台は、笛吹川越しに南アルプスを遠望する甲府盆地の東南隅であった。

### 思考なき同調の拒否

1885（明治18）年生れの蛇笏は、幼少時に日清戦争を、青年期の初めに日露戦争を経験している。28歳の蛇笏がこの句を作句した1914年は、ドイツに戦布告して、遅れてきた帝国主義日本が第1次世界大戦に割り込んだ年であった。

こうした時代を彼がどうとらえていたのか、また後の、彼にこの上ない悲嘆を与えることになる軍国日本の姿を像として脳裏に結んでいたのかどうかは知らない。ただどのような時代あるいは状況にあっても蛇笏は、生活人として自己の内面を常に冷静に見つめ、安易な気分的同調を拒否する姿勢を保ちながら、表現者として言語使用の戦略を綿密に練り、作句に投影させていたとだけはいうことができ

る。冒頭の句は、現在の自己の位置を確認し、さらに将来の自己の姿勢を自らの裡に固めて言語に結晶させた、ある種の決意表明であつた。稜線を正しく鮮明に描きながら屹立する連山とは、生活人・表現者として世に棲むまさに飯田蛇笏そ

こそは鬭争の場とすべき最大のイツシユ一だろう。ハーバーマスは「発話の妥当性要求」として4つの概念を提示している。「理解可能性要求」「眞理性要求」「正当性要求」「誠実性要求」の4つである(『コミュニケーション的行為の理論』)。憲法に多くの知識を持つはずである「護憲」の発話者は、本来全能力を傾けて非改憲という考え方の理解可能性、眞理性、正当性、誠実性を語り、綿密なメディア活用戦略を立てて人びとの心理とシンクロしなければならなかつたはずではなかつたか。クラウゼヴィッツはこう記している。

「戦争における行為者の知識は精神および生活とまったく同化して眞の能力となるなければならない」(『戦争論』)。

#### 4 再び蛇笏へ

朝日新聞06年5月2日付紙面が、東京裁判について「あつたことは知っているが内容は知らない」「あつたことも知らない」が合わせて7割に上つたことを伝えている。こうした時代にあって、改憲への道筋が予想以上の速度で踏み固められつつあることは誰も否定できない。ならばどうするか。飯田蛇笏は、ゆるぎない稜線を見せる連山に、状況を安易に受け入れることなく屹立する「個」である自己を投影し、巧みな言語戦略で冒頭の句

を作句した。蛇笏のひそみにならえば、非改憲派政治勢力はことばをひたすら練磨し、メディア戦略を整えて人びとに再度、再々度憲法を語り、思考なき同調の拒否と屹立する自己を訴え続けるほかない。そして現行憲法精神こそが、国家による「個」の収奪を回避させ、「個」の生それぞれが尊く何物とも交換不能であると示していることを、創造的表現で発話し続けるほかない。私はそう考える。

■ 「安倍晋三はアフマディネジャドと似た歴史修正主義者」  
(独『シュピーゲル』誌 2006年9月4号より 訳者: 梶村太一郎)

編集部注: 海外でも既に安倍晋三新総理についての論評が相次いでいます。以下は、ベルリン在住の梶村太一郎さんから編集委員あてに届いた『シュピーゲル』誌の安倍晋三評です。この記事は「神社巡礼」の見出しで、小泉首相の靖国神社参拝を扱い、さらに安倍晋三首相候補のイデオロギーの歴史的背景を吉田松陰にまでさかのばって言及しています。梶村さんによると吉田松陰にまで言及したのは欧米のメディアでは初めてではないかとのことです。全文はこの4倍ほどあり、加藤紘一議員の自宅放火事件に小泉首相がいかに無関心であったかということを始め、ポピュリストの小泉を日本の有権者が支持している状況を辛辣に報道しているとのことです。特集の一助として梶村さんの許諾をいただき、部分訳を紹介します。

[前略] 小泉純一郎とおなじく安倍晋三も喜んで靖国神社を参拝している。しかしながら安倍は、小泉とは違い、没落した大将や提督らを疑問の余地無く戦争犯罪人だと断罪することを拒否し、加えて太平洋戦争の戦前から戦中にかけての中国や朝鮮に対する侵略を有罪であるとすることまで拒否する。彼は東京裁判の判決については、いまだに歴史家の判断の余地があると述べている。この点で安倍は、ホロコーストに関して検討や解明の必要があるので「専門家」に研究させたいとするイランのアフマディネジャド大統領と類似している。

安倍の姿勢にはおそらく家庭的理由がある。彼の祖父岸信介は一種の日本のアルベト・シュペラー(訳者注: 大戦中のナチスの軍需相。ニュールンベルク法廷で20年の実刑判決)であった。彼は当時のいわゆる革新官僚のひとりで、1930年代に

中国の服従を準備し、戦中には軍需産業にてこ入れをした。岸は1945年に逮捕されはしたが、戦犯として起訴されなかつた。1957年には首相にまで昇進し、小泉のそれを先取りする外交政策を促進した。すなわち中国との和解の契機を遮断したのだ。この首相の政権下で日本はアジアにおけるアメリカ合衆国との反共同盟の役割を果たすことになった。[中略]

小泉は彼の潜在的後継者のために準備をはじめた。先日、首相は西南日本の安倍の選挙区にある歴史的場所である萩を訪れている。ここの瓦屋根の木造小屋(訳者注: 松下村塾)に、19世紀の半ばにサムライ・イデオロギーの吉田松陰が、時代遅れの幕府の転覆をはかるため、後の世代の政治家たちを結集させたのである。1859年に処刑されたこの愛國者であり反逆者は、ラジカルな改革によってのみしか国は西洋を相手に救われないと教えた。

[中略] 吉田は19世紀の終わりにアジアの覇者として台頭し、1945年に帝国主義天皇制国家として没落した日本の改革者の先駆者であった。官邸の彼の執務室に松陰の像を飾っている小泉は、あたかも帰郷者のように吉田の功績の跡を視察した。[中略]

安倍が、祖父の遺産にあまりにも鼓舞されるようであれば、彼は外交的に全く成果を上げることは出来ないであろう。小泉政権下で日本はアジアで影響力を大きく失った。靖国神社の参拝で中国と韓国は首脳会談を拒否している。

安倍が彼の国を孤立から解放しようと望むならば、経済的にも日本にとって非常に大切な近隣諸国の意に添った象徴的譲歩をしなければならない。中国人と韓国人は、新首相が何度も、戦争神社を参拝し、その際、どのように振舞うかを克明に觀察するであろう。

誰彼もあらず一天自尊の秋

(あかお・みつし 大学非常勤教員)

東危機というプロパガンダを背景とする有事法制の整備、4.新国家主義の可視化、などだろう。これらがそれぞれ独立のカテゴリであるはずもなく、相互に関連しあつて憲法相対化という現象を作っていることはいうまでもない。

私は小泉純一郎という人を戦後最凶の宰相と位置付けているものである。しかし彼以前の小渕政権が99年、「国旗・国歌法」「通信傍受法」「改正住民基本台帳法」「周辺事態法」などを成立させ、不安定ながらもそれなりに保たれてきた戦後精神の土台を切り崩してしまったことも忘れてはいけない。辺見庸はこの年に起きたことを「99年問題」と表現し、事態はまさに「思想的堤防の決壊」(高橋哲哉との対談『私たちはどのような時代に生きているのか』)であるという。

この時期に人びとの憲法意識は確実に高まり、しかも意識を態度決定にまでつなげるようにになった。むろん問題はその態度の内容であるが、このところ私たちがしばしば目にするメディアの憲法意識調査結果報告は、例外なく「憲法改正に賛成と答えた人が急増している」というものである。設問のワードイング(言葉づかい)などの調査手法に検証の余地があるにしても、絶対的「平和憲法」にまぎれもなく相対化現象が起きていることは否定できない。

### 3 「護憲」といふことばの没戦略性

#### 統合的言語戦略の欠如

こうした地殻変動的現象が何に起因するのか、種々のレベルで分析作業が行われているのだろう。それはそれとして私の目に映るのは、ことばの選択とメディア対応を統合させた、いわば統合的言語戦略が、非改憲派には決定的に欠如していたということである。

改憲派にせよ非改憲派にせよ、後の展開のために最も重視し、戦略的な行動をしなければならなかつた時期は、前記の第2段階である。極言すれば、この時期に非改憲派の政治勢力はもっぱら状況を「護憲」といふことばに集約させてそれ以上のこと語らず、内にこもつて時を過ごすのみだつたのではないか。

非改憲派政治勢力が「護憲」のことば1つで「憲法が護れる」と牧歌的に考えていたのかどうかは知らないが、例えば憲法改正試案を発表して先制した読売新聞をはじめ、産経新聞、新しい歴史教科書をつくる会、小林よしのりその他の改憲イデオロギーの議論が、この時期にきわめて効果的な相互の響きあいを見せるようになつた事実をどうとらえていたのだろうか、とあらためて思う。

改憲派の戦略に見て取れるのは、4つのステージの存在である。第1ステージ

は、イデオロギーたちがメディアを含めた彼ら同士のインタラクショナル・シンクロニー(相互作用的同調行動)・心理学用語を成立させ、改憲派政治勢力の前衛の役割を果たすこと。第2ステージは、政治勢力が憲法そのものには手をつけずに解釈改憲を極限にまで膨張させ、種々の軍事立法を実現すること。第3ステージは、極力多くの人びとの心理を改憲イデオロギーにシンクロ(同調)させ、改憲機運を醸成すること。第4ステージは、以上3つのステージの成功を確認しつつ改憲を現実の政治日程に乗せること。この4つである。

この仕掛けの相当部分が奏功していることは、今日の状況を見れば明らかだろう。この仕掛けがほとんどの場所で立てるところが「護憲」といふことばがいつ誰によつて使われ始めたのか知らない。ともかくこのことばが、実はそれを使う人をして「民主的である自分」を自慰的に確認させ、満足させる以上の戦略的な意味を持たないことに気づかなかつたとすれば、それあまりに貧弱な言語感覚、かつ無思考の言語戦略といわなければならない。

政治の場はときに妥協の場であり、ときには激しい闘争の場である。妥協か徹底闘争かはイッショーンによるが、憲法問題

#### 語るべきことば

非改憲派がほとんど唯一の砦として立てこもつた「護憲」といふことばがいつ誰によつて使われ始めたのか知らない。とも

かくこのことばが、実はそれを使う人をして「民主的である自分」を自慰的に確認させ、満足させる以上の戦略的な意味を持たないことに気づかなかつたとすれば、それあまりに貧弱な言語感覚、かつ無思考の言語戦略といわなければならない。

政治の場はときに妥協の場であり、ときには激しい闘争の場である。妥協か徹底闘争かはイッショーンによるが、憲法問題